

主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人高木甫及び同尾寄裕の各上告趣意は、憲法三一条違反をいう点を含め、その実質は、単なる法令違反の主張であって、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。なお、被告人両名の本件行為について有価証券変造、同交付罪の成立を認めた原判断は、正当である（最高裁平成二年（あ）第七九一号同三年四月五日第三小法廷決定・裁判所時報一〇四八号二頁参照）。

よって、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成三年五月一〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	貞	家	克	己
裁判官	坂	上	壽	夫
裁判官	園	部	逸	夫
裁判官	佐	藤	庄	市 郎
裁判官	可	部	恒	雄